

的確な税務処理が会社を強くする
節税につながるポイントも満載!!

Q&A

あなたの疑問をズバリ解決!
「こんなときどうする?」シリーズ

こんなときどうする

会社の税務 Q&A

- わかりやすいQ&A方式**
企業が日頃直面する税務問題や疑問の生じやすい事例を具体的な**Q&A**でわかりやすくまとめています。
- 関係制度の重点解説**
回答(A)に至る経緯や関係する諸制度についても各設問ごとの**解説**で重点的に解説しています。また末尾にはその根拠となる参考法令・通達を明記しています。
- 実務に役立つワンポイント**
知っておきたい節税方法や実務上の問題解決に役立つ情報を、簡潔に**ワンポイント**としてまとめています。
- 理解を助けるイラスト**
各設問ではビジュアルな**イラスト**・**図表**を用いてよりスピーディーな理解を助けます。
- 幅広い税務分野**
法人税をはじめ消費税、地方税、印紙税、源泉所得税からオーナーや従業員の税金まで、会社をとりまく様々な分野の税務問題を取り上げています。
- 豊富なキーワード検索**
豊富なキーワードによる五十音索引で探したい事項がすぐに見つけられます。

会社実務研究会・税務グループ 編集
B5判・加除式・全2巻
定価 本体 15,000円+税



本商品をWEB化した「税務会計データベース Standard 会社の税務Q&A WEB」もございます。(裏面参照)

WEB商品 税務・会計データベース Standard 会社の税務Q&A WEB

加除式書籍『こんなときどうする 会社の税務Q&A』を完全WEB化。フリーワード、目次、事項索引の検索機能を搭載しているので、調べたい内容にすぐにとどりつきます。関連商品との併用で、複数の税目にもたがる課題の解決に役立ち、法令・通達等の相互リンク機能もご利用いただけます。



さらに便利に!

税務・会計データベース



<https://www.zeikaikeidb.com/>

末永く、安心してご利用いただくために、お客様の疑問にお答えします

- 加除式書籍とは?**
- ◆法改正や最新事例の追加等によって「台本(原本)」の内容に改正・増補等が生じた場合、その都度発行する「追録(有料)」と不要な頁を差し替えることで、内容を補正・更新できる形態の書籍です。
 - =====ここが魅力=====
 - 何年経っても情報の「確かさ」と「鮮度」を保ち続けることができる!
 - 追録の迅速なお届けにより、法改正や増補を見落とすことなく、常に最新内容で利用できる!
 - 法改正の度に買い換える必要がないため、長期的なご利用にあたっては費用負担が少なく経済的!
- 申し込み方法は? 支払いは?**
- ◆お申し込み方法は以下からお選びください。
 - 下記**フリーダイヤル**にてお申し込みください。
 - 弊社ホームページ**
※ホームページでは、新刊をはじめ各商品の詳しい情報をお届けしています。また、フリーワードやジャンル別等商品検索機能もご利用いただけます。
 - 本カタログと併せてお届けした**申込書**にご記入の上、弊社宛にお申し込みください。
 - ◆お支払い方法(一括払い・分割払い等)やお支払いの時期については、申込書に記載しています。ご不明な点は下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。
- 購入後のメンテナンスは?**
- ◆追録の差し替え作業は、無料で行います。弊社社員が直接お伺いし、迅速・正確かつ丁寧に加除作業を行います。
 - ◆その他、書籍のページが欠落した、バインダーが壊れた等の不都合が生じた場合も、お気軽に下記フリーダイヤルまでご連絡ください。

商品の詳細・お申し込みは

TEL ☎0120-203-694 FAX ☎0120-302-640

第一法規 検索 CLICK!

※弊社担当社員に直接ご連絡いただくか、フリーダイヤルをご利用ください。
※フリーダイヤル(TEL):受付時間は土・祝日を除く9:00~17:30とさせていただきます。
※フリーダイヤル(FAX):24時間受け付けておりますので、併せてご利用ください。



第一法規 株式会社

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560

担 当

R100 印刷用インク
PRINTED WITH SOY INK

(613530) [1412]
会社税QA (613539) 2014.12 H3

Point 6 周辺問題や知って得するノウハウ方法をアドバイスしています。

Point 7 法人税分野のみにとらわれず、オーナー・従業員にかかる所得税や、会社の消費税などについても収録!

※自分の会社から財産をもらったときは

Q 私は会社設立以来社長を務めてきましたが、来期で当社も40周年を迎えるので、これを機に現在専務をしている息子に社長の座を譲り、私は非常勤の会長になろうと考えております。その際に、以前から会社で所有している遊休地があるのですが、これを退職金代わりにもらいたいと考えております。最近、この遊休地の周辺も開発が進んできており、この土地がもらえたら、個人でマンションを建てようかと考えています。税務上はどのように取り扱われるのでしょうか。

A ご質問からすると、実質的に退職されるようにとれますが、きちんと要件を満たすことを確認された方がよいでしょう。役員退職金であれば、個人への課税は少なくて済みます。

遊休地の時価
退職金
遊休地

遊休地の時価について鑑定
退職金とすべきです。
会社側は
て損金になり、土地の時価と帳簿価額の差が譲渡
がかなりあって自社株が高いというような場合、
当てているような場
でマンションを建設



ワンポイント
売買取引として処理する場合の賃借人の会計処理

売買取引というのは、賃借人がリース物件を自ら購入したものととしてリース物件を固定資産として資産に計上し、購入のための資金をリース会社から借り入れあるいは未払いであるものとして借入金を負債に計上することです。支払ったリース料は、借入金の返済と借入金利息の支払いに区分します。コンピューターのリースを例にあげましょう。なお数値等は簡略化してあります。

物件価格	300	リース期間	3年
リース料支払総額	360	減価償却	定額法
金利	10%	耐用年数	3年

	借入元本	支払リース料	金利	元本返済
1年め	300	120	30	90
2年め	210	120	21	99
3年め	111	121	10	111

注:金利と元本返済金額の区分はパソコンの表計算システムで簡単に計算できます。

リース契約時の会計処理

通常の処理	仕 訳 な し
金融取引の処理	
器具備品	300 / 借入金 あるいは未払
1年めの会計処理	
通常の処理	
支払賃借料	120 / 現預金
金融取引の処理	
借入金	90 / 現預金 あるいは未払金
支払利息	30 /
減価償却費	100 / 減価償却 累計額
2年め3年めも同様の処理を行います。	

Point 5 根拠となる法令・通達等を明記しています。

その他、政令では、役員に対して供与される経済的利益の額が毎月概ね一定であるものも定期同額給与として取り扱うこととされています。例えば、役員に対しての社宅の無償または低額による貸与、月私生命保険料の負担等が考えられます。このように、政令では定期同額給与の改定や内容について種々規定されています。会社の経営上、該当する改定の事由に直面した時に、要件に合致するかどうかを確認の上、対応して頂きたいと思ます。

- 参考法令等
- 法第34(役員給与の損金不算入)
 - 法令69(定期同額給与の範囲等)
 - 法基通9-2-12-2(特別の事情があると認められる場合)
 - 法基通9-2-12の3(職制上の地位の変更等)
 - 法基通9-2-13(経営状況の著しい悪化に類する理由)
 - 役員給与に関する質疑応答事例【H18.12.21国税庁】(役員の方掌変更に伴う増額改定)

日頃直面する問題や疑問の生じやすい事柄について 450のQ&Aと380のワンポイントでズバリ解説！

本書の特色

企業が日頃直面する税務処理や疑問の生じやすい課題をとり上げ、会社運営上の実務から、オーナー・従業員の税金に至るまで、Q&A方式で簡潔かつ明確に解説。50音索引も掲載し、知りたい事項にピンポイントで答えます。

内容見本 (縮小)

Point 1 可能なかぎり実際の場面を想定した設問を満載しています。

Point 2 簡潔にかつわかりやすく即答しています。

Point 3 イラスト入りでよりスピーディーに理解！

Point 4 〔解答(A)〕に至る経緯や制度の理解ができるようにやさしく記述しています。

◆退職金が年金払いになったときの税金

Q 最近業界も不況で、当社も御多分にもれません。この際リストラを敢行する意味で創業者会長が率先して退任し、若い経営者に後を任せることになりました。しかし退職金の財源に乏しく、従業員はともかく退職役員には一時金で支払うことができそうにもありません。会長からは年金でもよいとの話がありましたが、その場合の税金関係はどのようにになりますか。

A ① 法人税の取扱いでは役員退職一時金は、原則として株主総会等でその額が具体的に確定した日の属する事業年度の損金になります。ただし、会社がその退職給与の額を支払った日の属する事業年度において、その支払った額につき損金経理した場合には、損金として取り扱われます。他方、退職年金は支給すべき時期の損金算入となります。



② 会社が徴収すべき源泉所得税および復興特別所得税ならびに住民税の特別徴収税額は、退職一時金については両方とも徴収し納付しますが、退職年金については公的年金等の支払者として源泉徴収税額および復興特別所得税のみ徴収し納付します。

③ 受け取る側の税金は、退職一時金は退職所得として分離課税で済まされ、退職年金は公的年金等の雑所得として総合課税の申告をすることになります。

解説 1 退職年金と退職金の分割払いとの違い

退職に際して過去の勤務に基づき使用者であった者から支給され

★最新税制トピックスを収録！

最新の税制トピックスについては、新設の「Q&A」や「ワンポイント」に取り上げてわかりやすく解説しています。

平成26年新規登載Q&A

- マイナンバー制度がもたらすもの
- 接待飲食費の50%相当額の損金算入
- 生産性向上設備投資促進税制
- 会社が行うベンチャー企業への投資促進税制 — 新事業開拓者投資損失準備金制度 —
- 特定事業再編投資損失準備金
- 納税義務が免除される事業者
- 地方法人税のしくみについて

内容構成 (抜粋)

平成26年10月25日 追録第123号現在

第1巻

税別改正の概要

第1編 会社税務のあらまし

I あらまし

- 会社の税金あれこれ
- 法人税の計算のしくみと税率
- 消費税のあらまし

II 会計制度と税務

- 中小企業の会計に関する指針と税務実務
- 退職給付会計と税務
- 税効果会計と法人税の取扱い
- 減損会計と税務
- ソフトウェアの会計処理と税務

第2編 収益・費用と法人税

I 売上げと原価、その他の収益

- 売上認識の時期はいつか
- その他の売上認識の時期～長期割賦販売等の延払い・委託販売～
- 不動産を売ったときの税金は
- 会社が物をもらったときは

II 役員給与、退職金

- 専務と通称専務、名刺も専務
- ヒラ取締役の賞与とは
- 役員分掌変更により定期同額給与を改定した場合の取扱い
- 業績悪化により役員定期同額給与を減額する場合の取扱い
- 病気のため職務執行ができない場合の役員定期給与減額の取扱い
- 役員不祥事により定期同額給与を一定期間減額した場合の取扱い
- 合併による定期同額給与の増額
- 社長への渡し切り交際費の扱い
- 社長の給与を一時的に増額すると
- 事前確定届出給与について、届出金額と支給金額が異なる場合の判定
- 出向役員給与と負担金の取扱い
- 社長の残業手当は認められるか
- 役員親族である使用者の過大給与
- 会長の社葬費用
- 役員退職金の支給時期は
- 退職金が年金払いになったときの税金
- 転籍者への退職金—勤続年数の取扱い
- 役員退職金の功績倍率とは
- 会社役員賠償責任保険の取扱い

III 社員の給与と福利厚生

- 販売奨励のために社員に高額報酬金を渡したとき
- 創立10周年を記念して社内だけのパーティーを一流ホテルで
- 転勤に伴う転居費用は
- 出向した社員の退職金は
- パートタイマー・アルバイトの給与の税金は
- 雇用促進税制の要点
- 所得拡大促進税制について

IV 交際費

- 交際費の損金算入限度額
- どこまで交際費、その範囲は？
- 接待飲食費の50%相当額の損金算入
- 渡し切り交際費は給与として扱われる
- 親睦団体に支払う会費
- 交際費とならない販売先へのレポート
- 役員だけでレクリエーション
- ゴルフクラブの会員権と名義書換料



V 販売促進費、広告宣伝費、その他の販売費

- 得意先に対する奨励金とセールスマンに対する奨励金の支給
- 製作中のパンフレット
- ホームページの制作費の扱い
- 商品名入り資産の寄贈
- 従業員の海外旅行
- 使途不明金の追加課税

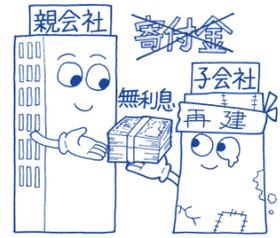
VI 貸倒損失

- 貸倒れの形態と計上時期
- 債権放棄と貸倒れ
- 相手先の経営状態が悪化したとき
- 取引停止している相手に対して
- 担保物がある場合の貸倒れ
- 個別評価による債権に対する貸倒引当金繰入とはなに
- 子会社に対する債権放棄と貸倒損失

VII 寄附金

- 寄附金とは、税務上の取扱いは
- 得意先の慰安旅行への寄附
- 政治献金と「〇〇を励ます会」のパーティー券購入

- 町内旅行会への寄附
- 社長の出身校に対する寄附
- 子会社に対する無利息の貸付



VIII 引当金

- 貸倒引当金を計上するときのポイント
- 退職給付引当金制度の廃止に伴う税務上の留意点

IX その他の経費

- ロータリークラブの年会費
- リース会社基準とリース税制
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産についての取扱い
- リースに際しての下取りと中途解約損害金
- レバレッジド・リースと税務上の取扱い
- 法人契約の生命保険
- 法人が契約する介護費用保険
- 経費になる税金とならない税金
- 交通事故！会社が払う賠償金と罰金は
- 家賃3年前前払い、全部経費にできるか

第3編 資産と法人税

I 棚卸資産

- 購入棚卸資産の取得価額
- 売却予定有価証券や売却予定土地は棚卸資産か
- サンプル品やデモ商品は棚卸資産か
- 購入付随費用、原価差額の処理
- 評価方法にどのようなものがあるか—計算方法と評価
- 低価法と強制低価法の税務上の取扱い
- 評価損の計上時期はいつか (低価の事実の判定)
- 評価方法を変更する場合

II 固定資産

- 支出した費用と取得価額
- 近隣時価を上回る価額で取得した土地の取得価額
- 借入金利子は取得価額に含めるのか
- 日照権補償金や迷惑料の扱い
- 平成23年12月改正後の減価償却制度
- 償却可能限度額まで償却した減価償却資産の取扱い
- 固定資産の種類と耐用年数
- 少額減価償却資産の管理について
- 普通償却と特別償却・割増償却
- 主な特別償却制度
- 生産性向上設備投資促進税制
- 生産的支出を行った場合の減価償却方法
- 土地の評価損と子会社への売却損
- 営業権の計上について
- ソフトウェアの開発費用

III 買換え・交換 (圧縮記帳)

- 圧縮記帳の意義とメリット
- 火災保険金で改築する場合の経理方法は
- 取用の特例の対象となる補助金の範囲と特例適用条件
- 交換差金が発生しても交換の圧縮記帳は可能か
- 特定の資産の買換えの特例とは
- 譲渡資産と買換資産の所在地に制約はあるか

- 買換えの特例を適用した場合の会計処理
- 買換資産とされる土地に面積制限はあるか

IV 借地権

- 借地権課税とは
- 権利金の受渡しの有無と課税関係
- 相当の地代とは
- 一般定期借地権
- 事業用借地権

V 有価証券

- 有価証券の売却損益の計算方法
- 売買目的有価証券の時価評価とは
- 会社が行うベンチャー企業への投資促進税制 — 新事業開拓事業者投資損失準備金制度 —

VI その他の財産と税金

- ゴルフクラブ会員権の評価損
- 税額控除が可能なリースとは
- 税務上の繰延資産とは
- 外貨建資産等の期末換算法
- 任意組合や匿名組合への事業投資
- ヘッジ会計と税務
- デリバティブ取引に係る税務

第4編 資本取引

I 増資・減資

- 増資の留意点
- 減資による欠損金の解消と青色欠損金
- 純資産の部の会計と税務

II 設立・解散

- 会社を解散、清算するときの税金
- 子会社の整理・解散と損失負担

III 組織再編

- 組織再編成に関する基本的な取扱い
- 合併による資産移転の課税
- 被合併法人の青色欠損金
- 部分拠出合併
- 特定事業再編投資損失準備金
- 法的再生における税務

第4編の2 グループ法人税制

I グループ法人 (単体課税) 制度

- グループ法人税制の概要
- 100%グループ内の法人間の資産の譲渡取引等
- 大法人の100%子会社に対する中小企業向け特例措置の不適用

II 連結納税制度

- 連結納税制度のあらまし
- 子会社の欠損金が連結納税下で利用される購買は？
- 連結納税を採用したときの特有の規定は？

第2巻

第5編 申告・納税

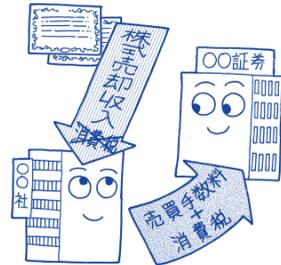
- 帳簿・書類の電子データ保存
- ペーパー・カンパニーとタックス・ヘイブン対策税制
- 移転価格税制
- 同族会社とは
- 留保金課税とは
- 利子・配当の所得税額控除の特例とは
- 附帯税とは何か

第6編 土地税制

- 土地譲渡益の追加課税制度における負債利子と販売費、一般管理費
- 土地を取得した場合にかかる税金
- 土地を保有している場合にかかる税金

第7編 会社の消費税

- 納税義務が免除される事業者
- 課税取引と非課税取引とは
- 販売による収益と消費税
- 資産貸付けによる収益と消費税
- 売上戻り、値引き、割戻しと消費税
- 得意先へ支払う金銭による販売奨励金の取扱い
- 現物給与や渡し切り経費の取扱いは
- 宣伝用プリペイドカードの製作費用の取扱いは
- 支払報酬の消費税と源泉徴収について
- 課税仕入れ等に関する帳簿および請求書について
- 中小事業者の特例とは
- 消費税の上手な会計処理



第8編 その他の国税

I 源泉徴収の事務

- 給与を支払う場合の源泉徴収の事務は
- 会社が配当した場合の源泉徴収の事務は
- 源泉徴収した税金の納期はいつか
- パートタイマーに対する源泉徴収額の計算は
- 年末調整の手続とは
- 住民税の特別徴収

II 印紙税

- 印紙税とは何
- 不動産などの譲渡に関する印紙税は
- 工事の請負などに関する印紙税は
- 消費税と印紙税の関係はどうなる
- 印紙を貼り忘れた場合、間違っって貼った場合は

III 地方法人税

- 地方法人税のしくみについて

第9編 会社の地方税

- 会社の地方税のしくみについて
- 課税対象となる事務所や事業所とは

会社実務研究会・税務グループ

会社実務研究会は、豊富な経験と実績をもった弁護士・公認会計士・税理士・社会保険労務士等の専門家やコンサルタントがメンバーとなって会社の経営を網羅的に、かつ総合的にサポートする研究会です。本書は、この研究会の中の「税務グループ」により執筆・編集しております。

税務グループメンバー

- | | | | | |
|--------|--------|-------|-------|--------|
| *浅井 万富 | 一之瀬由明 | 猪岐 幸一 | 上平 徹 | 鶴川 正樹 |
| 岡田 茂 | 片倉 正美 | 金子 健紀 | 神山 敏夫 | 川崎 修三 |
| *小林 靖 | 佐藤 裕紀 | 繁田 勝男 | *高品 彰 | 高橋 克典 |
| 手島 英男 | 中尾 健 | 中村 元彦 | 鍋島 俊吾 | 西山 茂 |
| 平野 秀輔 | *藤田 世潤 | 藤田 久登 | 三上 清隆 | *光成 卓郎 |
| *柳澤 義一 | 山田 良平 | 山本 章一 | 山本 倫弘 | 吉井 敏昭 |
| 吉田 博之 | *類家 元之 | 渡辺 俊之 | | |

*は編集委員をかかれています。

- 事業所税の免税点と非課税を利用しよう
- 会社の地方税の減免措置や免税点
- 外形標準課税制度の概要

第10編 社長の税金

I 社長の所得税

- 社長の確定申告は必要か
- 不動産を買ったときの税金は
- 不動産を売ったときの有利な税制
- 社長の受け取る利子、配当と税金
- 自社の株式を売ったときの税金の計算は
- 相続した非上場株式を発行会社へ売ったときの税金の計算は
- ベンチャー企業へ投資した場合の特例 (エンジェル税制)
- 有価証券の取得費の計算の仕方
- 役員社宅の有利な使い方
- 友人の借金の保証人になり、友人が破産してしまったら
- 生保、損保と個人の税金との関係

II 相続・贈与、事業承継

- 相続のとき、会社の値段は、税務上いくら
- 新しい事業承継制度
- スムーズな事業承継のための相続税対策
- 突然の相続、相続税を払えないときはどうする
- 生前贈与とその有効活用
- 株主管理会社を使った相続税評価額の引き下げ

第11編 社員の税金

- 毎月の源泉徴収には、何がとられているか
- 非課税の手当や給与もこんなにある
- 借金をして住宅を買いました、有利な税制は (住宅借入金等特別税額控除)
- 夫婦でマンションを購入した時の名義は
- パートで働いている社員の奥さんの優遇措置は
- 子どもは16歳と22歳、いちばんお金がかかるとき、何か優遇措置は
- 独身の平社員から部長まで、モデルケース別個人税金比較
- 所得控除一覧
- ストック・オプション導入と個人の税金

特別編 東日本大震災と税務

I 被害を受けた法人に係る税制上の措置

II 被害を受けた個人に係る税制上の措置

III 被災者支援に対する税制上の措置

IV 復興特別法人税、復興特別所得税